

金沢市農業水利施設電気料金高騰特別対策支援金支給実施要綱

(令和5年9月15日決裁)
改正 令和6年3月15日決裁

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 先行特別対策支援金（第3条―第7条）
- 第3章 追加特別対策支援金（第8条―第12条）
- 第4章 雑則（第13条・第14条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰により大きな影響を受ける本市土地改良区等の電気料金を支援するため、金沢市農業水利施設電気料金高騰特別対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地改良区等 市内の土地改良区、農業生産協同組合その他農業水利施設を管理する2人以上で組織する団体をいう。
- (2) 農業水利施設 農業生産基盤として設置された揚水施設、排水施設、用排水路、頭首工、取水ゲート、排水ゲート、ため池、分水工、加圧機場、灌水施設その他市長が認めるものをいう。
- (3) 低圧電力 低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1号に規定する低圧をいう。）の電圧その他市長が認める電圧で電気の供給を受けることについて小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）と締結した契約に基づき使用する電力をいう。
- (4) 高圧電力 高圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第2号に規定する高圧をいう。）の電圧その他市長が認める電圧で電気の供給を受けることについて小売電気事業者と締結した契約に基づき使用する電力をいう。

第2章 先行特別対策支援金

（先行特別対策支援金の支給の対象者）

第3条 先行特別対策支援金の支給の対象となる者（以下この章において「先行特別対策支援金支給対象者」という。）は、農業水利施設を管理する土地改良区等の代表者とし、1回に限り支給する。

（対象経費）

第4条 先行特別対策支援金は、土地改良区等が管理する農業水利施設において使用した低圧電力及び高圧電力の使用料金（使用電力量に基づき算定され、かつ、令和5年7月から同年9月までの間に小売電気事業者から請求を受けた使用料金に限る。）を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県及び本市が実施する他の電気料金の支援に係る事業の対象となった農業水利施設において使用した低圧電力及び高圧電力の使用料金については、先行特別対策支援金の対象とならない。

（先行特別対策支援金の額）

第5条 先行特別対策支援金の額は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とし、その額は合計1,500,000円を超えないものとする。

- (1) 低圧電力の使用料金 使用した電力1kWhにつき3.50円
- (2) 高圧電力の使用料金 使用した電力1kWhにつき1.75円

（先行特別対策支援金の申請）

第6条 先行特別対策支援金の支給を受けようとする土地改良区等の代表者は、令和6年1月31日（この日までに申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内の日）までに、別に定める申請書に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

（先行特別対策支援金の支給決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、先行特別対策支援金の支給の決定と併せ先行特別対策支援金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の決定及び額の確定をしたときは、当該申請をした土地改良区等の代表者に通知するものとする。

第3章 追加特別対策支援金

（追加特別対策支援金の支給の対象者）

第8条 追加特別対策支援金の支給の対象となる者（以下この章において「追加特別対策支援金支給対象者」という。）は、農業水利施設を管理する土地改良区等の代表者とし、1回に限り支給する。

（対象経費）

第9条 追加特別対策支援金は、土地改良区等が管理する農業水利施設において使用した低圧電力及び高圧電力の使用料金（使用電力量に基づき算定され、かつ、令和5年10月から令和6年5月までの間に小売電気事業者から請求を受けた使用料金に限る。）を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県及び本市が実施する他の電気料金の支援に係る事業の対象となった農業水利施設において使用した低圧電力及び高圧電力の使用料金については、追加特別対策支援金の対象とならない。

（追加特別対策支援金の額）

第10条 追加特別対策支援金の額は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とし、その額は合計750,000円を超えないものとする。

(1) 低圧電力の使用料金 使用した電力1kWhにつき1.75円

(2) 高圧電力の使用料金 使用した電力1kWhにつき0.90円

（追加特別対策支援金の申請）

第11条 追加特別対策支援金の支給を受けようとする土地改良区等の代表者は、令和6年8月31日（この日までに申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内の日）までに、別に定める申請書に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

（追加特別対策支援金の支給決定及び額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、追加特別対策支援金の支給の決定と併せ追加特別対策支援金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の決定及び額の確定をしたときは、当該申請をした土地改良区等の代表者に通知するものとする。

第4章 雑則

（支援金の返還）

第13条 市長は、土地改良区等の代表者が偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められる場合は、支給した支援金を返還させるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による申請がなされたものについては、なおその効力を有する。